

千葉県職員募集パンフレット広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県職員募集パンフレット（以下「パンフレット」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉県広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉県広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格、掲載位置及び枠数は、千葉県人事委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が別に定める千葉県職員募集パンフレット広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

- 2 前項の公募は、原則として千葉県人事委員会事務局ホームページにより行うものとする。
- 3 募集は、パンフレットの発行に際して行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、事務局長が別に定める。

- 2 広告主は、広告掲載料を市の発行する納入通知書により指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 パンフレットへの広告掲載希望者は、千葉県職員募集パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）により、募集要項において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条及び募集要項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告の掲載を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について千葉県職員募集パンフレット広告掲載決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、広告掲載希望者に通知する。

- 3 市長は、広告の不掲載を決定したときは、その結果及び理由について、千葉県職員募集パンフレット広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 第7条第2項に規定する決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件を記載した千葉市職員募集パンフレット広告掲載承諾書(様式第4号)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、決定通知書で指定する期日までに、指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の内容、デザイン等の協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市及びパンフレットの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

2 広告主は、広告の内容及びデザイン等について、市の審査を受け、その承認を得なければならない。

(広告内容等の変更要求)

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 市から広告の内容等の変更を求められた場合は、広告主はこれに従うものとし、これに要した費用は、広告主が負担する。また、広告主は、これにより生じた損害の賠償を市に求めることはできない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、パンフレットへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、前項の広告の掲載の取消しにより生じた損害の賠償を市に求めることはできない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、決定通知書で指定する期日までに、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 広告主は、パンフレットへの広告掲載業務（以下「広告掲載業務」という。）を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。
- 2 広告主は、広告掲載業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(裁判管轄)

- 第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

- 第18条 広告主は、本要領、千葉市広告掲載要綱、千葉市広告掲載基準等日本国の法令を遵守しなければならない。
- 2 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

(様式第1号)

千葉市職員募集パンフレット広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住所(所在地)
氏名又は法人名
(代表者氏名) 印

下記のとおり、千葉市職員募集パンフレットへの広告の掲載を申し込みます。なお、申込みにあたっては、千葉市職員募集パンフレット広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告の内容等

- (1) 掲載を希望する「千葉市職員募集パンフレット」の年度： 年度
(2) 申込金額： 円(税込)
(3) 広告の内容：

※広告の原稿案がある場合は添付してください。(A4サイズの紙面に印刷したもの、又は電子ファイルによる。電子ファイルの場合、電子メールによる送付も可。)

2 担当者連絡先

- (1) 担当者氏名：
(2) 連絡先電話番号：
(3) ファックス番号：
(4) 電子メールアドレス： @

(様式第2号)

千葉県職員募集パンフレット広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

年 月 日付でお申込みをいただいた千葉県職員募集パンフレットへの広告の掲載については、下記のとおり掲載を決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等

(1) 掲載する「千葉県職員募集パンフレット」の年度： 年度

(2) 広告の内容

2 条件等

(1) 広告掲載料： 円(税込)

(2) 広告掲載料納付期限： 年 月 日

(3) 広告原稿提出期限： 年 月 日

(4) 広告原稿提出先：

(5) 広告掲載の取下げの期限： 年 月 日

(様式第3号)

千葉県職員募集パンフレット広告不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付けでお申込みをいただいた千葉県職員募集パンフレットへの広告の掲載につきましては、下記のとおり不掲載の決定をしましたので通知します。

記

1 申込内容

- (1) 掲載を希望する「千葉県職員募集パンフレット」の年度： 年度
- (2) 広告掲載料： 円(税込)
- (3) 広告の内容

2 不掲載の理由

(様式第4号)

千葉市職員募集パンフレット広告掲載承諾書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住所(所在地)

氏名又は法人名

(代表者氏名)

印

下記のとおり、千葉市職員募集パンフレットへの広告の掲載を承諾します。なお、広告の掲載にあたっては、千葉市職員募集パンフレット広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容等

(1) 掲載する「千葉市職員募集パンフレット」の年度： 年度

(2) 広告の内容

2 条件等

(1) 広告掲載料： 円(税込)

(2) 広告掲載料納付期限： 年 月 日

(3) 広告原稿提出期限： 年 月 日

(4) 広告原稿提出先：

(5) 広告掲載の取下げの期限： 年 月 日

3 担当連絡先(掲載申込時と変更がある場合のみご記入ください。)

(1) 担当者氏名：

(2) 連絡先電話番号：

(3) ファックス番号：

(4) 電子メールアドレス： @